

山形県第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画 新旧対照表

現 行							改 正 後														
(計画 1 7 ページ) (イ) 許可基準 (第 17 表)							(計画 1 7 ページ) (イ) 許可基準 (第 17 表)														
許可権者	鳥 獣 名 等	許 可 基 準					許可権者	鳥 獣 名 等	許 可 基 準												
		許可対象者	期 間	区 域	方 法	留意事項			許可対象者	期 間	区 域	方 法	留意事項								
市町村長	ハシブトガラス、ハシボソガラス	a のとおり	c のとおり	d のとおり	f のとおり		市町村長	ハシブトガラス、ハシボソガラス	6 カ月以内	d のとおり	f のとおり		銃、箱わな、網								
	カルガモ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ							銃、網													
	ツキノワグマ (現に人畜等に危害を加えるおそれがある場合に限る。)							銃、箱わな													
	ノウサギ							銃、網													
知 事 (区域を所轄する総合支庁長の所管)	ドバト						a のとおり	c のとおり	d のとおり				f のとおり		知 事 (区域を所轄する総合支庁長の所管)	ドバト	6 カ月以内	d のとおり	f のとおり		銃、箱わな、網
	サギ類、カワウ															銃、網					
	ヒヨドリ、オナガ、ウソ、カモ類 (カルガモ除く)															銃、網					
	ツキノワグマ															銃、箱わな					
	タヌキ、ハクビシン															銃、箱わな					
	ニホンザル															銃、わな					
	イノシシ															銃、わな					
	ニホンジカ															銃、わな					
	アライグマ	銃、箱わな																			
	鳥類の卵の採取等	法定猟法以外の方法																			
	市町村の区域をまたがって有害鳥獣捕獲を実施する場合	対象鳥獣の種類による方法																			

(※1) 「その他の鳥獣」については、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第 2 条第 4 項に規定する希少鳥獣以外の鳥獣で、かつ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第 4 条第 1 項に規定する「鳥獣被害防止計画」に記載されている鳥獣に限る。

(※2) ニホンザルについては、法に基づく「指定管理鳥獣」または「狩猟鳥獣」に定められていないことから、第 4 5 (1) 規定の「市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画」に準拠した計画を定め、捕獲を実施する場合は、有害鳥獣捕獲期間を 1 年以内とすることができる。